

障害者自立支援法が四月からスタートします

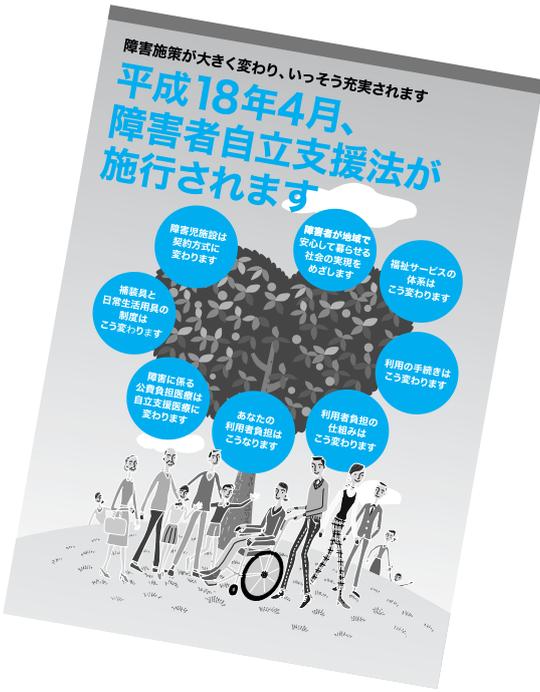
身体障害者、知的障害者、精神障害者、そして障害児。それぞれ独自の法律で複雑に組み合わさっていた障害者福祉サービスを一元化し、身近な事業者を相互利用できるように「障害者自立支援法」が、四月からスタートします。それに伴い、この福祉サービスは十月から利用を開始いたします。

「措置制度」に替わって「支援費制度」が導入されてから三年、障害者福祉制度は、再び大きく変わることになります。

① サービスの一元化

新サービスの「障害福祉サービス」には、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等を受ける「訓練等給付」

の支援を受ける「訓練等給付」があります。そのほか、独自の「地域生活支援事業」が導入されます。



これらのサービスで、従来と大きく異なるのは、施設サービスが「日中活動の場（生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター等）」と「住まいの場（施設入所支援・共同生活介護等）」に分けられ、サービスの組み合わせを選択できるようになったことです。

この新サービスの利用開始は、今年十月。それまでは、現在のサービスを利用することになります。

② 自己負担は原則一割

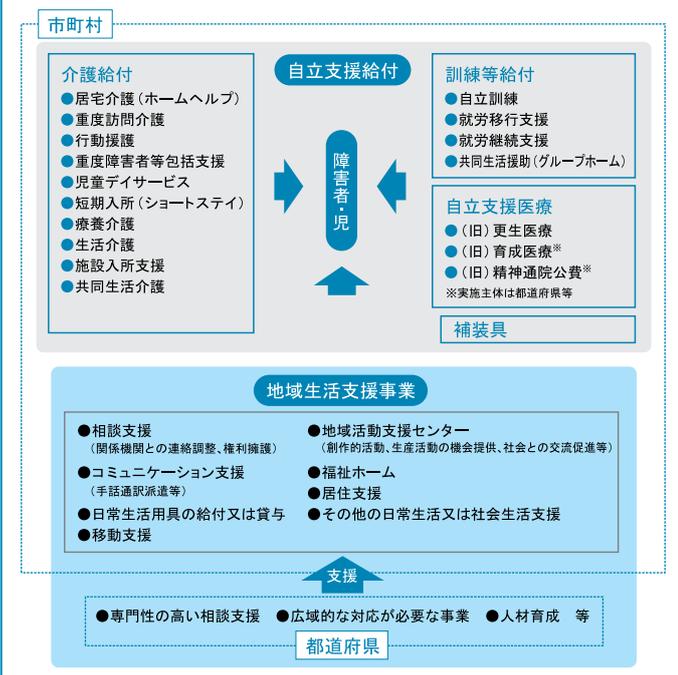
これらの障害者福祉サービスを利用したときの費用は、四月から、原則として一割が自己負担となります。また、更生医療、育成医療、精神通院医療は「自立支援医療」に一元化され、同様に原則一割自己負担。さらに、補装具費についても、同じく一部自己負担が原則となります。

そのほか、施設サービスの食費や光熱水費の全額、入院時の食事代が、原則として自己負担です。

ただし、いずれも所得に応じた上限が定められ、一定額以上の負担が生じないように、軽減措置が講じられています。



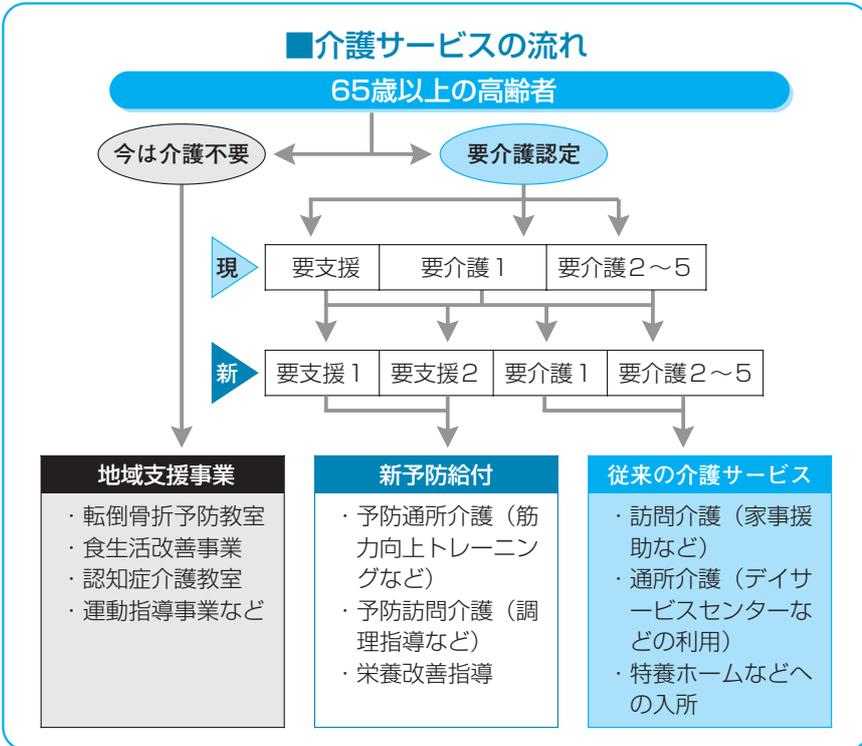
障害者自立支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています



四月から介護保険制度が変わります

介護保険制度はスタートから五年が経過し、介護を要する高齢者とその家族を支える社会の仕組みとして定着してきました。しかし、この間さまざまな課題も明らかになってきています。

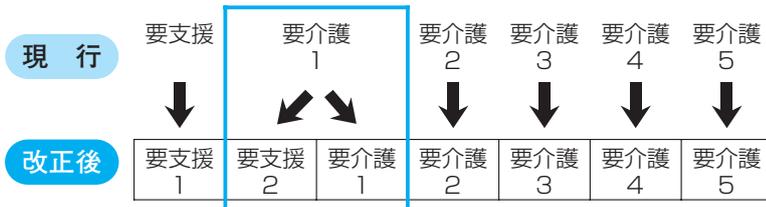
このため、平成十七年十月から施設利用者の食費と居住費を原則として全額自己負担（住民税非課税世帯の低所得者については負担を軽減）とする見直しが行われ、平成十八年四月からは新たに、地域支援事業が創設されます。



介護保険制度改正の主な概要

従来の介護サービスのほかに、介護予防の新たなサービスが導入され、「介護」と「介護予防」の二本立て体制となり次のように変わります。

要介護状態区分



●要介護認定が七段階に

改正に伴い、要介護状態区分の図のように、要介護1は新たに状態の維持・改善可能性についての審査が行われます。そして、「新予防給付対象者の要支援2」と「介護給付対象者の要介護1」に振り分けられ、要介護状態区分が七段階になります。

●新予防給付

新しく「要支援1・2」に認定された人を対象に「運動器の機能の向上」「栄養管理」「口腔機能向上」等の介護予防事業が通所系サービス事業所において行われ、日常生活の向上を目指します。

●地域支援事業

介護保険制度の事業として、生活機能が低下して、介護が必要となるおそれがある虚弱な高齢者に対して介護予防サービスや一般の高齢者にも健康づくりや生活支援のサービスなどを提供する「介護予防事業」「包括的支援事業」「任意事業」が実施されます。

●地域包括支援センター

介護予防の中核機関として

町が地域包括支援センターを設置いたします。ここには、社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師が専門職として配置され、総合相談・支援やその他の必要なサービスとの連携、介護予防ケアマネジメントの実施、包括的・継続的マネジメントの実施、高齢者の虐待防止のための相談や権利擁護を行います。

